

国内募集型企画旅行条件書

お申込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、(株)ファーマーズ・フォレストエにシトラベル（以下「当社」といいます）が企画・募集して実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面（以下「最終旅程表」といいます）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。当社約款は、当社ホームページからご覧いただけます。

2－1. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- 当社所定の書面・画面にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ、パンフレットなどに記載した申込金（旅行代金の全額または一部）を添えてお申込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- 当社は、電話、郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金（旅行代金の全額または一部）を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込金（旅行代金の全額または一部）をお支払いいただけない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合があります。
- 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。
- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

2－2. ウェイティングの取扱いについての特約

- お申込みの時点で満席、満室その他の事由により契約の締結の承諾が直ちにできない場合において、お客様が引き続き契約を希望されるときは、当社は、契約締結の承諾をお待ちいただける期限（以下「期限」といいます）をお客様と確認のうえ、契約待機中（以下「ウェイティング」といいます）のお客様として登録を受け付けることがあります。
- この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- 当社は、前(2)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- 旅行契約は、当社が前（3）により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知が当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。
- 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

3. お申込み条件

- 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様のご都合により、旅行の行程から離脱（離団）する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当社は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 「最終旅程表」（契約書面及び確定書面）の交付

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は/パンフレットなどに記載するところによります。
- 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、郵送、電子メール等でのお渡しの他、商品により契約書面記載内容にて最終旅程表を兼ねる場合がございます。なお、最終旅程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金及び支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます）よりも前にお支払いいただきます。基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- 当社とお客様が第21項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社の会員である場合でお客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くて旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます）や第12項に規定する取消料・違約料、第11項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日とします。

6. 旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。いずれも旅行開始日当日を基準とします。
- 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 「旅行代金」は、第2-1項(1)の「申込金」、第12項(1)の「取消料」、及び第13項(2)の「違約料」、及び第20項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。パンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。（団体行動に必要な心付けを含みます。）
- その他ホームページ、パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
 - 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前第7項に記載したもの以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- クリーニング・電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- 希望者のみ参加されるオプションルツアー（別途料金の小旅行）の料金
- お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）
- ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- 特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

1 0 . 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

1 1 . お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）
- 契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

1 2 . 取消料

- 契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定める取消料をいただきます。なお「旅行契約の解除期日」とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。営業時間外に受信したファクシミリやメールによるご連絡は、翌営業日に受信したものとして取り扱います。
- 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をいただきます。

旅行契約の解除期日		取 消 料	
（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）		宿泊付旅行	日帰り旅行
①21日目に当たる日以前の解除		無 料	無 料
②20日目に当たる日以降の解除（③～⑦を除く）		旅行代金の20%	無 料
③10日目に当たる日以降の解除（④～⑦を除く）		旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日目に当たる日以降の解除（⑤～⑦を除く）		旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始日当日の解除（⑦を除く）		旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦無連絡不参加または旅行開始後の解除		旅行代金の100%	旅行代金の100%

注：「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

1 3 . 旅行開始前の契約解除

- お客様の解除権
 - お客様はホームページ、パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けいたします。
 - お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 第9項に基づき旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項の表の左欄に掲げるもの、その他重要なものであるときに限ります。
 - 第10項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対して、第4項に定める期日までに最終旅程表を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- 当社の解除権
 - お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

国内募集型企画旅行条件書

- b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e. お客様の人数がホームページ、パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行は3日目）にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- h. お客様が第3項（10）①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。その際、金融機関への振込手数料はお客様のご負担となります。

1 4．旅行開始後の契約解除

- (1) お客様の解除権
- ① お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ② お客様の責に帰さない事由によりホームページ、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合はお客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③ 本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2) 当社の解除権
- ① 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- d. お客様が第3項（10）①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- ② 解除の効果及び払い戻し
- 本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ③ 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- ④ 本項(2)の①の a、c により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします

1 5．旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項の規定による旅行代金の減額又は第13項から第14項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

1 6．旅程管理・添乗員等

- (1) 『添乗員同行』表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- (2) 『現地添乗員同行』表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 『現地係員案内』表示コースには、添乗員は同行いたしません、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
- (4) 個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。
- (5) 個人型プラン及び現地添乗員が同行しない区間、現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
- (6) 交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関（ホテル、交通機関等）への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きを終えられなかった場合は旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

1 7．当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- a.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b.運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- c.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- d.官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- e.自由行動中の事故
- f.食中毒
- g.盗難
- h.運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

1 8．特別補償

- (1) 当社は、第17項(1)の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然且つ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害については死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレット、ホームページに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行に参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款

- に定められている補償対象除外品については、損害賠償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害補償を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

1 9．お客様の責任と事故等の申し出

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- (4) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

2 0．旅程保証

- (1) 当社は、本項の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、次の①～③を除き、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。なお、お客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。
- (2) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備不足の発生による変更の場合は変更補償金を支払います。
- ① ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- イ.戦乱
- ウ.暴動
- エ.官公署の命令
- オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ.旅行参加者の生命又は身体 の安全確保のため必要な措置としての変更
- ② 第13項及び第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更
- ③ パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供をうけることができた場合
- (3) 当社が1つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (4) 当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第17項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、支払い済みの変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前各号に掲げる変更のうちパンフレット等のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- (注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注2) 「最終旅程表」（確定書面）が交付された場合には、契約書面とあるのを「最終旅程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「最終旅程表」の記載内容との間又は「最終旅程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- (注3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- (注4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注5) ④、⑥又は⑦に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合でも、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
- (注6) ⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

2 1．通信契約を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下、提携会社という)のカード会員(以下、会員という)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払を受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻しをする日をいいます。
- (2) 申込みの際し、会員は「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なく「ホームページ、パンフレット等に記載する金額の旅行代金、又は、第13項に定める取消料の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は契約成立日とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第13項の取消料と同額の違約料を申し受けます。

2 2．個人情報の取り扱い

- (1) 当社及び受託旅行者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2) 旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。
- (3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社については、当社（TEL：028-689-8782）にお問い合わせいただくか、当社ホームページ（http://enishi-travel.jp）にてご確認ください。

2 3．その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) 現地旅行会社等が実施するオプションルツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

2 4．旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレット等に明示した日となります。

（更新日：2024年9月1日）

＜旅行企画・実施＞ 栃木県知事登録旅行業第2-677号

株式会社 **ファーマーズ・フォレスト** えにしトラベル

〒321-2118 宇都宮市新里町丙254（道の駅うつのみや ろまんちっく村内）